

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	開会（定数報告及び配布資料確認、会議公開の決定等）
関会長	それでは議事の「（１）資産等補充報告書等の審査について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	※事務局から 資産等補充報告書等の審査の流れ及び提出された委員の意見の報告
関会長	それでは、資産等補充報告書等について検討を行っていく。まず、当方のNo. 1の意見についての補足だが、今回の資産等補充報告書で使われた「該当なし」という表現は、資産がないのか、資産等報告書と異同がないという意味なのかが不明で、紛らわしい表現であると思ったので挙げた。別の文言を使うべきではないかと考えている。みなさんの意見はいかがか。
三角委員	No. 2の意見とも関連するが、資産等補充報告書は市長の就任後に最初に提出された資産等報告書からの資産の増加分を報告することを目的としており、買換え等で失った資産を報告するものではない。このため「買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる」という注書きは、減少分をあえて報告することができるという意図であると考えられる。会長の指摘していることは、増加分も減少分もないのであれば「該当なし」という文言ではなく、「従前のおり」などという文言を使用した方が分かりやすいという指摘であると理解している。確かに、資産等補充報告書の趣旨によれば、増加分を報告するものであるから、これに応答するものとして「該当なし」という表現になってしまうが、資産等補充報告書を閲覧する市民がいることを前提とするならば、例えば「前回の資産等補充報告書から異同はない、増加分はない」などの説明を付す方

	<p>が、理解しやすいものとなると思われる。減少分をあえて報告する場合において摘要欄にこれを記載するという定め方については、改善の余地はあるのではないか。</p>
関会長	<p>そのとおりである。</p>
船川委員	<p>条例規則を熟知している方ならば分かるが、一般の市民には分かりにくい部分がある。</p>
関会長	<p>現在の規定ぶりでは、資産等補充報告書は前回の報告書と対照しなければわからない。</p>
関根委員	<p>条例第6条第2項において「その任期開始の日後毎年新たに有することとなった」との定めがあり、前回の報告書からの資産の増減の視点から「該当なし」という言葉には2つの概念を包含していると捉え得る。会長の問題意識は私も共有している。では、これをどう改めるかとする、やはり「該当なし」と記載するのみではなく、捉え得る概念に対応できるように2つの言葉を用意する必要がある。審査要領5ページの第2資産等補充報告書の審査事項1提出期限等について(2)において、第1の2から11の規定を準用しており、この11は「資産等に該当がない場合にあつては、それぞれの記載欄に該当がない旨が記載されていること」となっている。一方で、今回の資産等補充報告書の内容では増加分がないことにつき「該当がない」との表現になっている。この点で改善を要する。条例規則の修正をするとなると大きな案件となるが、少なくとも審査要領については審査をしやすいように変えていく必要がある。</p>
関会長	<p>それでは、適当な文言で区分けを行うこととする。</p>
事務局	<p>今の議論は審査報告書において意見として記載すべき事項か、あるいは付言として記載すべき事項となるか。また例規改正を要するか、あるいは審査要領の修正で足りるのか。条例改正となると議会提出議案であるため</p>

	<p>相当の時間を要するが、審査要領の修正であれば、次回審査会までに修正案を用意することができる。また、審査要領の修正に留まるものであれば、特段、審査報告書に記載すべきものではないが、これについていかがか。</p>
<p>三角委員</p>	<p>資産等補充報告書における書きぶりをどうすべきかである。例規改正、あるいは要領の修正で足りるのか。また、今回の報告書の書きぶりも変える必要があるか。これについては会長の意見はいかがか。</p>
<p>関会長</p>	<p>対市民的な容易さを求めるとすれば、資産等補充報告書のこの文言は「該当なし」から「異同なし」などに改めるべきだ。例規改正はまた別の話だと考えている。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>様式の定める項目について、問題提起の仕方に疑義があるのであって、市長の対応に疑義があるのではない。問い掛けの仕方を修正し、バージョンアップしていけばよい。</p>
<p>関会長</p>	<p>この表現の仕方というのは現状の問題であり、より市民に分かりやすい記載になるよう書きぶりを改める必要がある。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>この表現の仕方については、審査と検討を重ねてより良いものにしていくという収め方が適切であろう。</p>
<p>関会長</p>	<p>それが適切であろう。</p>
<p>関根委員</p>	<p>では、この議論について整理をすると、今回の資産等補充報告書は審査結果としては、今回の報告で新たに資産を有することとなったものについては、「該当なし」ということで条例上、適切な報告がなされているということとなる。よって、今回の報告書については修正を求めないが、付言として「該当なし」という文言が2つの概念を包含しているため、それについては様式等を見直す必要があるという指摘でまとめることでよいか。</p>

事務局	<p>それでは今回の資産等補充報告書は現状のままで取り扱い、審査の結果としては意見はなし、付言として様式を見直す必要性がある旨を記載するものとする。審査要領の修正については、報告書に記載すべき事項ではないため、会議の結果を踏まえて事務局で修正案を作成し、各委員の検討に諮るものとする。</p>
関会長	<p>そのような対応をお願いします。では、No. 2の意見に移る。様式の注書き4番の「…を記載することができる」という文言であるが、これは行政機関が報告を求める際の表現としては不適切ではないかと考える。記載がなかったらどうなのか等、余計な疑念を招くことにもなりかねないので改善した方がいいのではないか。</p>
三角委員	<p>第3号様式中の注記「4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。」との文章を削るということか。</p>
関会長	<p>そのとおり。そもそも買換えというのは等価ではなく、資産の中身が変わったに過ぎない。果たして買換えにより取得した資産であると書く必要があるのか。</p>
三角委員	<p>No. 1の意見とも関連するが、この報告の目的は資産の増加分を報告するのであって、減少分を報告するものではない。例えば、上尾のタワーマンションの4階の部屋を売却し、最上階の部屋を購入した。しかしこの場合、規則に明確な定めがないため、4階の不動産を失ったという報告ができない。資産の減少分を報告したいのであれば、この注意書きにより摘要欄に記載するしかない。つまり「できる」という規定は、資産の減少についてはここで書いても良い。2つ所有していると認識されてよいならば書かないし、そうでなければ書くという選択の余地を残す意図がある。</p>
事務局	<p>注記4の意図するところは、三角委員の指摘のとおりである。資産等補充報告書は求められる報告の類では、資産の新規購入なのか、既存の住居を売却し、新居を購入し移り住んだのかを区別することができない。市長</p>

	<p>が何らかのやましいことがあって新規取得した資産ではない、例えば建て替えて購入した資産であることを言及する余地を残している。もちろん、書かないという判断もある。それがこの「できる」という文言の意図である。</p>
渡辺委員	<p>そのような意図についてはよく分かる。</p>
関会長	<p>不正を監視するという観点で言えば、市長から資産状況を報告させ、前年と比較すれば足りる。</p>
三角委員	<p>増加分の報告をするのではなく、毎回、その時点での所有資産をすべて報告するということか。</p>
関会長	<p>資産は当然、異動がある。選挙などで大きな変動がある場合もあるが、単に、毎年12月31日時点での全所有資産を報告することで年間の比較が容易になる。こうすれば現在の資産等補充報告書のような回りくどい手法を採らずに済む。</p>
三角委員	<p>しかし、それは条例を変えればということになる。会長の指摘は「より分かりやすくするため」ということであるが、現状の条例での資産等補充報告書を前提とすると、「該当なし」の意味について補足説明を加えるという措置になる。会長の指摘はあくまで「できる」という文言を問題視しているに留まっているようだが。</p>
関会長	<p>確かに、三角委員の指摘のとおりである。しかしある時点での資産の報告を求めるに当たって、買換えで資産が減少したということは、本来、無関係なことなのである。</p>
渡辺委員	<p>会長の指摘は、蓋然性の高い文言は使うなということか。</p>
関会長	<p>そのとおり。「できる」という文言に問題がある。</p>

三角委員	<p>それでは「減少したものを記載すること」と指示をするのであればよいということか。</p>
関会長	<p>そもそも減少分を記載する必要はない。あくまでその時点での全所有財産を報告させればよい。</p>
三角委員	<p>事務局に質問するが、この注記の趣旨として財産の異動を全て書いてよいということか。いかなることを想定した規定なのか。</p>
事務局	<p>記載のとおり買換えにより取得した場合を想定している。</p>
関会長	<p>市民の見地からすれば、現時点の資産がどれだけあるのか、それでよい。行政機関が報告を求めるものについて「できる」という規定ぶりに疑問を持っている。</p>
事務局	<p>当市の様式は、国会議員の様式を参考としている。議論のように「できる」という規定ぶりが不適切であれば、制度上の見直しということで付言として記載すべき事項となる。</p>
関会長	<p>ではそれをお願いします。</p>
渡辺委員	<p>関会長の見解に異論を唱えるつもりはないが、この審査会は市長の政治倫理を審査している。そうであれば本人があえて書く余地を残すことは悪いことではない。会長の指摘として曖昧さを残すべきでないという理論も分かるが、市長があえて説明したいということ、それ自体が市長の倫理観や道徳観の表れである。私はこの規定は、他者が市長の政治倫理に関して推し量ることができる余地があるという意味のあると規定と考えている。</p>
三角委員	<p>事務局に質問するが、市長が第3号様式以外を提出することはできないのか。例えば報告書に係る説明書などといった書類の添付することはでき</p>

	<p>るのか。</p>
事務局	<p>条例上、所定の様式の提出を求めているが、その他の補足説明となる資料を提出することを妨げるものではない。なお、仮に注書きがなくなったとしても、市長が補足説明を加えたいとすれば、摘要欄にその旨を記載することはできると考える。</p>
関会長	<p>その別紙資料は、市民に公開するか。</p>
事務局	<p>条例において、政治倫理条例により提出された報告書は閲覧申請が可能である。しかし、規則により添付した証明書等については閲覧対象となっていない。したがって市長が補足説明をする意図があるならば、資産等補充報告書の摘要欄に記載すると考えられる。</p>
船川委員	<p>注記4だけが「できる」という文言で、2及び3は「する」という文言である。買い換えたならば、買い換えたと書けばよいのではないか。</p>
事務局	<p>条例では資産等補充報告書の記載事項は特定されている。条例第6条第1号が「土地所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨」と、相続により取得した場合は必須の記載事項になっている。しかし、買換えに関しては条例上必要な記載事項ではないため、個人としての市長が、疑惑を招かぬようにあえて買換えにより取得した資産であると主張したい場合を書くこととなる。このため「できる」という表現になっている。</p>
関会長	<p>確かに、相続や贈与の場合、通常、譲り受けた側に損失はない。買換えは資産の譲渡と取得があり、資産の増減がある。</p>
三角委員	<p>例えば、ある業者から譲り受けたものではないということを書きたいが、それを書く余地を残すための注記を消してしまうということによいか。</p>

<p>関会長</p>	<p>異論がなければ、N o . 2 の議論としては注記 4 を削除するという ことで決定する。</p> <p>次に、N o . 3 の意見であるが、これは前回会議において指摘した のと同じである。</p> <p>次に、N o . 4 の意見であるが、税務署に確定申告書を提出した のであれば、通常、收受日付印が押されているはずだ。e - T a x であれば受信通知という收受日付印に相当するものがあるはずだ。 收受日付印については、前年審査会が指摘したにもかかわらず、 本年もまた收受日付印のない確定申告書が提出された。今後は このようなことがないように市長に指導すべきではないかと考 える。今回提出された確定申告書は、国税庁のHPで作成したもの のようだが、それであればそのまま送信すればよい。この場合、 受信通知を併せて提出すれば申告がなされたことがわかる。こ れで十分である。納税証明書は要らない。</p>
<p>三角委員</p>	<p>確かに、その方が正確であると思う。関根委員の意見も同様か。</p>
<p>関根委員</p>	<p>会長の意見と同じである。</p>
<p>事務局</p>	<p>この意見については、複数回指摘されているところである。市長 に対し e - T a x で申告するよう義務付けることはできない。し かし、そうした方法で市長の清廉性が担保できるのであれば、 度々の指摘を真摯に受け止め、市長にこれを提言することは できる。なお、ここまでの議論が制度設計の議論に偏りつつあ るとの印象を受ける。この審査会は条例によって設置された ものであり、原則としては条例に沿った審議をお願いしたい。 改めて言うが、收受日付印に係る意見が委員の総意であれば、 これは真摯に受け止め、市長に伝えたいと考えている。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>確かに、議論のあり方はそうあるべきである。N o . 4 の意見 は、一般人であれば例えば、新居を購入しようとした際に、 税務署の收受日付印の入った確定申告書の控えをもらい、 それを大切に保管し、銀行に提出する。</p>

	<p>そういった市民的な発想がなかったということに疑問を呈しているのである。一方で、この確定申告書を提出した際、この政治倫理審査会で求められる基準を満たしていないと分かり、本人が事後的にでも補足資料として納税証明書を取得し、これを提出したということは、誠意ある対応として認められる。事後において、確定申告書提出の段階でこうすべきだったと断じるのは、少し厳しい評価であると思う。</p>
三角委員	<p>今回提出したものが条例に違反しているものではないが、よりよくするためには收受日付印があればよいと思う。</p>
関会長	<p>次回、このような状態の申告書を提出せぬようにと伝わればよい。また、例えばe-Taxができなくとも、郵送で返信用封筒を入れて送れば收受日付印の押した控えを取得することができる。</p>
三角委員	<p>では、付言として收受日付印を押したものがよいと記載すべきか。</p>
関会長	<p>意見か付言にするかは別として、市長に伝わればそれでもよい。</p>
関根委員	<p>私も同意見である。会長の指摘は制度趣旨に適したものであると考えている。規則第6条第3項第1号に「収入を証する書類または確定申告書等の写し」とある。「収入を証する」ものであって「納税を証する」ものではない。私たちは「納税をしている」ということを審査するのではない。条例上は、あくまで収入を確認するために確定申告書等の写しを求めている。そしてその中身が、倫理を審査するに当たって信頼性がとるに足るかという視点については、審査要領に書いてあるように收受日付印があるもの、そこまではいかずとも確定申告をした事実を証するものを提出することは条例規則の趣旨に適ったものであると考えている。</p>
渡辺委員	<p>市長は確定申告書を令和4年3月7日付けで提出している。この要領も同日付けで書かれているため、市長はこの要領を見ていない可能性もある。しかし、審査会としては要領に書かれていることに足りているか否か</p>

	を判断すればよいと考えている。次回、收受日付印について、この要領の求めるとおりに提出されればよいと考えている。
関会長	前回の審査要領はどうなっていたか。
事務局	前回の審査要領は案の段階であった。前年度の第1回審査会と第2回審査会を経て作成された要領案であった。前回の審査要領と今回の審査要領の違いは、收受日付印に関する記述である。なお、市長は收受日付印のない確定申告書については、審査の資料として收受日付印に係る国税庁通知を別紙添付している。これによれば收受日付印は申告内容の真正性を担保するものではないということだが、その上での審査会での議論であると心得ている。
三角委員	收受日付印が押印されているものと要領は書いてあるが、その意図するところは申告した事実を日付けにより証明するということである。よって收受日付印であっても受信通知であってもよい。今後はどちらでもよいであろう。
関会長	ではこれでNo. 1から4の意見は議論した。続く関根委員の意見については既に論じられたものもあるが、なお強調したいものはあるか。
関根委員	私が提出したNo. 5については既に説明済みである。No. 6については、事前資料により納得した。No. 7は今の議論に係るものであり、既に議論済みである。No. 8については、今後は收受日付印又はそれに相当するものの提出を求めるならばそれでよい。No. 9については会議に先立って事前に情報提供済みであるためそれでよい。よって、私が提出した意見については既に回答を得ている。
関会長	では、最後のNo. 10の意見についてはいかがか。
船川委員	自動車税の納税証明書の日付印については単に薄く見づらいというこ

	とに留まる指摘であるため議論は要さない。
関会長	では一通りの提出意見に係る議論は終了したが、なおも言及すべきことはあるか。
事務局	No. 3について、所得等報告書の記載について確定申告書と同じ所得区分とすべきということだが、これについては後日、作成した様式について各委員の意見を伺うこととしたい。
関会長	同じ書式というのは、まったく確定申告書と同一にすべきだということである。では、審査についてはこれでよいか。意見があれば事務局に発言を願う。
事務局	議論が終了したということであれば、今回の結果報告書に記載すべき事項を整理したい。今回の資産等補充報告書等の中で意見として記載すべき事項は、ないということによいか。
関会長	今回の資産等補充報告書等において当審査会が不適切であると判じたものはない。表現については事務局に任せる。
事務局	承知した。では、結果報告書においては、今回の資産等補充報告書等は条例に基づき適切に提出されている旨を記載する。幾つかの論点については付言として記載する。第1に、関会長の指摘した「該当なし」という文言については、「資産の増減が明らかになるように様式等で対応する」と記す。第2に第3号様式における注記「買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。」という文言は削除するということによいか。
関会長	それでよい。
事務局	第3に、所得等報告書の様式は、確定申告書の所得区分と同一にする。

	<p>分離課税の一部の所得区分については、現時点で適用されていない所得区分であるため、これを削除する。また、所得の起因となった事実に関しては、前回からの指摘事項であり、今回は改めて付言として記録することとする。第4に、收受日付印が押された確定申告書の写し又はそれに相当するものを提出すべきことを明記するということを付言として記録する。</p>
<p>関会長</p>	<p>第4については、結果報告書において意見又は付言として記載するまでもなく、市長に対してその旨を伝え、次回報告において收受日付印の押されているものが提出されればよい。</p>
<p>事務局</p>	<p>では、この是正すべき旨を市長への口頭による報告でよいか。</p>
<p>関会長</p>	<p>審査要領は、この点を既に言及しているため、是正すべき旨を市長へ報告すればそれでよいと考えている。では、改めて議論は終了したということによいか。</p>
<p>事務局</p>	<p>※事務局から 審査報告書の作成までの流れについての説明及び記載する意見、付言について確認</p>
<p>関会長</p>	<p>では、ここで15分くらい休憩とする。</p> <p>(休憩)</p>
<p>関会長</p>	<p>それでは会議を再開する。議事の「(2) 審査報告書について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>※事務局から 資産等補充報告書等審査報告書(案)について、1～4までの項目の記載内容の説明</p>
<p>関会長</p>	<p>それでは審査報告書(案)の1～4について意見があればお願いします。</p>

	<p>文言等の訂正はあるか。各委員からの意見は特にないようなので、5へ進んでもらう。</p>
事務局	<p>※事務局から、資産等補充報告書等審査報告書（案）について、5の項目の記載内容の説明</p>
三角委員	<p>（4）について削除のみとすると、補足説明をできないものとして受け止められ兼ねない。「別途説明を付すことを否定するものではない」という趣旨の文言を付した方がよいのではないか。</p>
関根委員	<p>私は単に削除するのもよいと考えているが、一方で先ほどの渡辺委員の議論を聞いて「できる」という文言に倫理的選択の余地を見出すこともでき、その意味で削除しないという判断もありかと迷っている。</p>
渡辺委員	<p>私は削除でよいと考える。この部分を削除したとしても補足説明ができないわけではない。</p>
関会長	<p>では削除とする。（3）の「増加なし」という表現についていかがか。</p>
三角委員	<p>「増加なし」とすべきか、あるいは「異同なし」の表現の方がよいか。</p>
事務局	<p>規定の趣旨として資産減少は記載対象ではないため、「増減なし」等の両軸への振れ幅を前提とした表現は適切ではない。</p>
関会長	<p>それでは「増加なし」という文言で記載する。（5）については所得区分を確定申告書と同じくするということであるが。</p>
事務局	<p>現在の記載は第三表のみに言及しているが、「第一表及び」として総合課税についても言及すべきか。</p>
関会長	<p>そのように願います。では、全体を通して意見があれば発言願う。特</p>

	にないのであれば、これをもって修正をお願いします。
事務局	了承した。
関会長	それでは「(3) その他」について事務局から説明をお願いします。
事務局	※事務局から次回審査会会議日程等、委員の任期について審査内容について説明。
関会長	以上で議事を終了する。 閉会